

HELLO WORK information 4

月刊 **ハローワーク日田** 日田公共職業安定所広報 2026年4月号

contents

- ① 短時間労働者労働時間延長支援コースのご案内 P1
- ② 令和8年度 雇用保険料率のご案内 P2
- ③ 女性活躍推進法が改正されました！ P2
- ④ 雇用保険関係の届出・申請は「電子申請」が便利です P3
- ⑤ セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ P4
- ⑥ 管内労働市場のうごき P4



九重夢大吊橋（九重町）

1

《事業主の皆さまへ》


「短時間労働者労働時間延長支援コース」のご案内

「130万円の壁」への対応として、令和7年7月にキャリアアップ助成金：社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューの要件が見直され、助成額を拡充した「短時間労働者労働時間延長支援コース」が創設されています。人手不足への対応策に、また短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりにご活用下さい。

拡充 年収の壁対策 キャリアアップ助成金

労働者1人につき最大**75万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、
労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**
事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**



キャリアアップ助成金



ご注意下さい！
助成金を受けるには事前に「キャリアアップ計画書」を労働局へ提出してください。
ただし、令和8年3月末で終了した「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較


※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。各都道府県の「働き方改革推進支援センター」や「年収の壁突破・総合相談窓口」でも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先 働き方改革推進支援センター 無料相談窓口 検索 厚生労働省公式HP

年収の壁突破 総合相談窓口 ☎ **0120-030-045** (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日8:30~18:15 (土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)



2

《事業主の皆さまへ》

令和8(2026)年度雇用保険料率のご案内

2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの雇用保険料率は、以下のとおり変更となります

- ① 失業等給付・育児休業給付の保険料率は、労働者負担、事業主負担ともに5/1,000に変更
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更)
- ② 雇用保険二事業の保険料率は、3.5/1,000で変更なし(建設の事業は4.5/1,000で変更なし)



雇用保険料率は、二年連続の引き下げになりました。

事業の種類	負担者	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

3

《事業主の皆さまへ》

女性活躍推進法が改正されました！

2026年4月1日から

従業員101人以上の事業主は男女間賃金差異や女性管理職比率等の公表が義務となります！

女性活躍推進法の改正により、これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表が義務付けられました。

企業等規模(従業員数)	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて2項目以上(下記A、Bからそれぞれ1項目以上選択)を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて1項目以上(下記A、Bの14項目から選択)を公表

注)「女性管理職比率」の算出でいう「管理職」とは「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」の合計

A 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ② 男女別の採用における競争倍率
- ③ 労働者に占める女性労働者の割合
- ④ 係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤ 役員に占める女性の割合
- ⑥ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績
- ⑦ 男女別の再雇用又は中途採用の実績

女性の活躍推進企業データベース ↓



◆「男女間賃金差異」や「女性管理職比率」の情報公表の場は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。自社ホームページへの掲載等でも差し支えありません。

【担当部署】大分労働局雇用環境・均等室
TEL:097-532-4025

B 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ① 男女の平均継続勤務年数の差異
- ② 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③ 男女別の育児休業取得率
- ④ 労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥ 有給休暇取得率
- ⑦ 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率



大分労働局
女性活躍推進法
↓ホームページ



◆初回の「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表は、改正法の施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後、概ね3か月以内に公表する必要があります。

《事業主の皆さまへ》

4

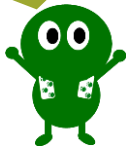
雇用保険関係の届出・申請は「電子申請」が便利です

電子申請のご利用をお勧めしています

電子申請を利用して、雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請を行うことができます。来所による届出・申請をされている事業主の皆さまは、是非電子申請の利用をご検討ください。

『電子申請』が
便利です！

- ◆電子申請なら、24時間365日いつでも申請可能！
そのうえ、窓口での待ち時間がなく、どこからでも申請や届出ができます。(ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届(離職票あり)」を優先して処理をするため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。)
- ◆個人情報の持ち運びが不要！
個人情報保護の観点から、安全性が高まります。
- ◆時間とコストをかけずに申請できます！
ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかかりません。

『電子申請』を
ご利用ください！

電子申請を行うには、『電子署名』(有料)または『G Biz ID』(無料)が必要です

『G Biz ID』とは…1つのID・パスワードで、様々な行政サービスにログインできるサービスです。

- ◆法人・個人事業主向け共通認証システムです。
 - ◆1つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。
 - ◆アカウントは最初に1つ取得するだけで、有効期限、年度更新の必要はありません。登録・利用は無料です。
- ※『G Biz ID』についてのご不明な点などのお問い合わせ先
《電話》「g Biz ID」ヘルプデスク ☎0570-023-797 受付時間9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く)
《メール》G Biz ID ホームページ上のリンク

電子申請アドバイザーをご利用ください

電子申請に関するお問い合わせやお困りごとがございましたら、『雇用保険電子申請アドバイザー』をご活用ください。

電子申請アドバイザーが事業所を訪問して、電子申請についてご説明します。

様々なご相談、お問い合わせを受け付けています

- Q1 電子申請を始めたいが何からすればいいの・・・**
電子申請の方法はいくつかあります。事業所の方にお話を伺い、最適な方法で電子申請までの手伝いをします。
- Q2 電子申請のシステムは導入したが、この手続きのこの入力方法がわからない・・・**
年々、電子申請のできる手続きが増えております。その反面いざ電子申請をする際に、入力方法で行き詰まることがありますので、一つ一つお教えします。
- Q3 何度入力してもエラーメッセージが出てくる・・・**
入力誤りがありますとエラーメッセージが表示されますが、その解決方法がわからず時間だけが過ぎてしまいます。そのような場合も一つ一つお教えします。
- Q4 申請まではできたが、この後は何をすればいいの・・・**
なんとか電子申請で送信までできたが、手続きが終わったら何かお知らせ(通知)が来るの? 従業員にいつも渡している書類はどうすれば手に入るの? 電子申請送信後の最後の手続き完了までの流れもお教えします。
- Q5 『公文書』って何?・・・**
申請が終わり手続きも終わると画面上に出てくる『公文書』。これって何? 公文書の取得方法、ダウンロード方法についてもお教えします。

アドバイザーの具体的な活動例

- 電子申請導入のための事業所への訪問
電子申請導入のため、事業所に事前にご準備いただくものがあります。その説明を行ったうえで訪問日時の調整等を行っています。
- 入力方法等のお問い合わせであれば電話で解決！
アドバイザーもパソコン上で同じ画面を見ながら操作説明をします(※リモート接続はしていません)ので、すぐにお問い合わせ内容の共有ができます。
- 電子申請手続きのための事業所への訪問
「電子申請での初めての手続きに立ち会ってほしい」というご依頼も承っています。
※例：離職票の作成、給付金申請の月額賃金証明書の作成、労働保険の年度更新など



電子申請アドバイザー連絡先

ハローワーク大分 適用課 ☎ 097-534-8609

※毎週火曜日・木曜日(9時30分から17時まで)のみの対応となっており、訪問にあたっては一定の制約があります。

5

セミナー・各種相談会・説明会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談 事前申込み

4/28 火

13:30~15:30セミナー 15:30~16:30個別相談(希望者)
会場:ハローワーク日田 大会議室
求職活動の進め方、自己分析、応募書類作成方法、成功する面接法など、専門講師によるセミナー(定員12名)
【申込み】ハローワーク日田総合案内まで

福祉のしごと相談会 当日受付

4/14・28 火

13:00~15:00 会場:ハローワーク日田 小会議室
福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供
【問】日田市福祉人材バンク ☎0973-24-7590

ほっとLife相談会(心の健康相談) 事前予約

4/9・16・23・30 木

10:00~12:00 会場:ハローワーク日田 小会議室
就職に対する心理的不安に、専門の精神保健福祉士による相談・アドバイスなど 【予約】ハローワーク日田まで

看護職の就職相談会 当日受付

4/7 火

10:00~12:00 会場:ハローワーク日田 小会議室
ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供
【問】大分県ナースセンター ☎097-574-7136

おおいたサポステ出張相談会 事前予約

4/10・24 金

11:00~15:00 会場:ハローワーク日田 小会議室
働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、就職に向けてサポート(15~49歳対象)【予約】おおいた地域若者サポートステーション ☎097-533-2622

事業所ミニ説明会(予定) 当日参加

4/1・8・15・22 水

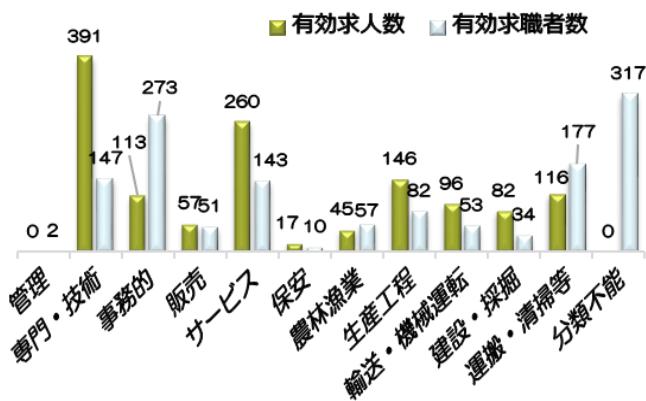
9:30~16:00 会場:ハローワーク日田 小会議室
参加希望の事業所の方は、事前にハローワーク日田求人係へお申し込みください。なお、上記以外の日でも申し込みできる場合がありますので、お問い合わせください。

6

管内労働市場のうごき

項目	令和8年2月	うち男	うち女	前月	令和7年2月	前年増減
職業紹介関係	新規求職者数	324	142	182	401	334 ▲10
	うち55歳以上	154	77	77	176	141 13
	有効求職者数	1,349	604	745	1,296	1,359 ▲10
	うち55歳以上	586	305	281	550	569 17
	新規求人数	452	*	*	603	543 ▲91
	有効求人数	1,397	*	*	1,350	1,564 ▲167
	就職件数	119	44	75	98	133 ▲14
	うち55歳以上	42	15	27	40	55 ▲13
	新規求人倍率	1.40	*	*	1.50	1.63 ▲0.23
	有効求人倍率	1.04	*	*	1.04	1.15 ▲0.11
雇用保険関係	適用事業所数	1,893	*	*	1,891	1,923 ▲30
	被保険者数	21,322	11,144	10,178	21,320	21,508 ▲186
	受給資格決定件数	79	40	39	108	68 11
	受給者実人員	324	146	178	335	309 15

《求人・求職バランスシート》
令和8年2月



有効求人倍率の推移

